

岩倉市保育園の設置及び管理に関する条例及び岩倉市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例による新旧対照表

新	旧
<p>(第1条による岩倉市保育園の設置及び管理に関する条例の一部改正)</p> <p>(保育料) 第6条 市長は、保育園を利用する<u>教育・保育給付認定子ども</u>（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第20条第4項に規定する<u>教育・保育給付認定子ども</u>をいう。）に係る<u>教育・保育給付認定保護者</u>（同項に規定する<u>教育・保育給付認定保護者</u>をいう。以下同じ。）から利用者負担額として保育料を徴収する。</p> <p>2 略</p> <p>(保育料の減免) 第7条 市長は、<u>教育・保育給付認定保護者</u>が災害その他の事情により必要があると認めるときは、保育料を減免することができる。</p> <p>(第2条による岩倉市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する条例の一部改正)</p> <p>(利用者負担額) 第2条 法第27条第3項第2号、第28条第2項各号、第29条第3項第2号及び第30条第2項各号に規定する<u>教育・保育給付認定保護者</u>（法第20条第4項に規定する<u>教育・保育給付認定保護者</u>をいう。以下同じ。）の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市が定める額は、政令で定める額を限度として、規則で定める。</p> <p>附 則 1・2 略 (認定こども園等に係る利用者負担額の経過措置) 3 法附則第9条第1項第1号イ、同項第2号イ(1)、同号ロ(1)、同項<u>第3号イ(1)</u>及び同号ロ(1)に規定する<u>教育・保育給付認定保護者</u>の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市が定める額は、政令で定める額を限度として、規則で定める。 4・5 略</p>	<p>(保育料) 第6条 市長は、保育園を利用する<u>支給認定子ども</u>（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第20条第4項に規定する<u>支給認定子ども</u>をいう。）に係る<u>支給認定保護者</u>（同項に規定する<u>支給認定保護者</u>をいう。以下同じ。）から利用者負担額として保育料を徴収する。</p> <p>2 略</p> <p>(保育料の減免) 第7条 市長は、<u>支給認定保護者</u>が災害その他の事情により必要があると認めるときは、保育料を減免することができる。</p> <p>(利用者負担額) 第2条 法第27条第3項第2号、第28条第2項各号、第29条第3項第2号及び第30条第2項各号に規定する<u>支給認定保護者</u>（法第20条第4項に規定する<u>支給認定保護者</u>をいう。以下同じ。）の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市が定める額は、政令で定める額を限度として、規則で定める。</p> <p>附 則 1・2 略 (認定こども園等に係る利用者負担額の経過措置) 3 法附則第9条第1項第1号イ、同項第2号イ(1)、同号ロ(1)、同項<u>第3号イ</u>及び同号ロ(1)に規定する<u>支給認定保護者</u>の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市が定める額は、政令で定める額を限度として、規則で定める。 4・5 略</p>